

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
内容及び手続の説明及び契約の締結等(重要事項説明書)	<p>入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者に対し適切な特定施設入居者生活介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ましょう。 ● 「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等です。 ● 契約書においては、少なくとも、介護サービス内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しましょう。
利用料等の受領	<p>その他の日常生活費については利用者に負担させることが適当と認められない費用については徴収しないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの提供に関して <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ロ おむつ代 ハ 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、利用料とは別に利用者から支払いを受けることができます。 ● 費用の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者等の同意を得る必要があります。
指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	<p>事業者は、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
特定施設サービス計画の作成	<p>特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者については、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定施設サービス計画の作成に当たっては、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
	<p>計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定施設サービス計画原案には、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点を記載する必要があります。
運営規程	<p>事業者は、指定特定施設ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておきましょう。 ● 内容に変更があった場合は、10日以内に、その旨を市に届け出なければなりません。
勤務体制の確保等	<p>勤務体制の確保等について、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業者の資質の向上を図るため、年間研修計画を作成し、全ての従業者に研修の機会を計画的に確保する必要があります。 ● 研修の実施後は、研修資料を保管するとともに、研修内容・当日の参加者・欠席者への周知等を含め記録しておくことが必要です。 ● 研修に当たっては、事業所全体で研修内容を共有できるような体制を整備してください。 ● 令和6年4月1日より認知症に係る基礎的な研修を受けさせるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
業務継続計画の策定等	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	<p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行いましょ。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育及び新規採用時の研修を実施するとともに研修の実施内容についても記録しましょ。 ● 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 <p><訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訓練(シミュレーション)においては、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施しましょ。 ● 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。
衛生管理等	<p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成します。 ● 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を動案して必要に応じ随時開催する必要があります。 ● 感染対策委員会の内容を、介護職員その他の従業者に周知徹底しましょ。 <p><研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定施設従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行いましょ。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、当該事業所が定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施し、研修の実施内容についても記録しましょ。 <p><訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要です。 ● 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施しましょ。 ● 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
虐待の防止	虐待の防止について、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、特定施設従業者に周知徹底を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成しましょう。 ● 施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等、虐待防止検討委員会で得た結果について、従業者に周知徹底を図る必要があります。
	特定施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしましょう。
看取り介護加算	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得なければなりません。 ● 入居時に同意を得ていないケースがあれば、直ちに説明し、同意を得てください。
	医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、その内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)に算定すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 看取り介護の実施に当たっては、医師、生活相談員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の看取り介護に係る計画について、本人又はその家族に対し、十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得なければなりません。
	看取りに関する職員研修を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ● 看取りに関する職員研修の実施が算定要件となっています。 ● 研修を実施したことが記録から確認できるようにしましょう。
夜間看護体制加算	重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得なければなりません。 ● 入居時に同意を得ていないケースがあれば、直ちに説明し、同意を得てください。